

田尻町生ごみ処理機器購入補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、町内の一般家庭から排出される生ごみを堆肥にするための機器（以下「機器」という。）を購入する者に対し、その購入費用の一部を補助することにより、生ごみの自家処理への関心を高めるとともに、ごみの減量化と再資源化を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 田尻町内に在住している者
- (2) 次項に規定する機器を本町の区域内に設置し、継続的に使用する者
- (3) 機器をその用法に従い使用し、かつ、適切な管理を行うことができる者
- (4) 堆肥を自家処理することができる者

2 補助金の交付対象となる機器は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 一般家庭から排出される生ごみ等を、排出者自らが減量化等の目的で処理できる機器（生ごみ等を単に粉碎し、水路及び下水道管等に排水する機種及び焼却を目的とする機器を除く。）であること。
- (2) 耐久性を有し、かつ、衛生的なものであること。

(補助金額等)

第3条 補助金の額は、機器購入金額の2分の1の額に相当する額とし、20,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器購入後1年以内に、生ごみ処理機器購入補助金交付申請書（様式第1号）に、その機器の購入に係る領収書、保証書の写し及び設置後の写真を添付して、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による交付申請ができるのは、1世帯当たり1台の機器に限る。

3 第6条に規定する補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したことにより、交付対象機器を再購入したときは、前項の規定に関わらず交付申請ができるものとする。

- (1) 機器の購入から5年以上経過し、使用に耐えなくなったとき。
- (2) 適正な管理をしていたにもかかわらず、機器が破損、又は故障し、使用に耐えなくなったとき。

(補助金の交付決定及び請求)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて行う現地確認等により交付の可否を決定し、その額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付決定した者に対しては、生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書（様式第2号）、補助金を不交付決定した者に対しては、生ごみ処理機器購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）を通知する。

3 前項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、生ごみ処理機器購入補助金請求書（様式第4号）を町長に提出し、請求するものとする。

（補助金の交付）

第6条 町長は、前条第3項の規定による請求書を受理したときは、当該請求のあった月の翌月の末日までに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正手段により、補助金の交付決定を受けた者がある場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。また、既に補助金が交付されているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

（機器の譲渡等の禁止）

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該申請に係る機器を他人に譲渡又は貸与をしてはならない。

（調査及び指導）

第9条 町長は、機器の設置及び管理状況について調査し、又は指導を行うことができる。

（委任）

第10条 この規則の実施について、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の補助金について適用し、施行日以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の補助金について適用し、施行日以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に購入した機器に係る補助金について適用し、同日前に購入した機器に係る補助金については、なお従前の例による。